

株 主 各 位

大阪市北区天神橋2丁目北2番6号

東海リース株式会社

代表取締役社長 三木伸之

配当についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社は平成23年10月28日開催の取締役会において、下記のとおり平成23年9月30日を基準日とする剰余金の配当を行うことになりましたので、お知らせいたします。

敬 具

記

当社定款第35条2項の規定に基づき、平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者のみなさまに対し、次のとおり剰余金の配当金をお支払いいたします。

今回の配当金は、資本剰余金を原資としているため、「資本の払戻し」に該当し「利益剰余金」を原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますため、そのお取扱い等について、ご説明させていただきます。

上述のとおり、「資本の払戻し」に該当し、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください。

なお、今回の「資本剰余金」を原資とする配当金についての税務上のお取扱い及び、税法の規定により株主のみなさまにご通知すべき事項をご説明するものでありますが、株主のみなさまに必要となる税務上のお手続き等を網羅してご説明しているものではございません。具体的な税務上のお手続きについては株主様個々のご事情によって異なりますので、お手数ではございますがお取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいませようお願いいたします。

1. 配当金 1株につき5円

当社は平成23年3月期におきまして、610百万円の当期純損失を計上し、この結果、当社単体決算における平成23年3月期末の利益剰余金は83百万円のマイナスとなっております。よって、利益剰余金からの配当ができませんが、当中間期におきましては302百万円の間純利益を計上しており、株主のみなさまの期待に添えるべく、資本剰余金を原資として配当を実施することといたしました。

2. 支払開始日 平成23年12月9日（金）

3. 配当金の受け取りについて

同封の「配当金領収証」により、平成24年1月6日（金）までにお近くのゆうちょ銀行でお受け取りください。なお、銀行などへの振込をご指定の方には「中間配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしましたのでご確認ください。

以 上

【本件に関するご照会先】

- ・各株主のみなさまの取得価額の調整に関する具体的な照会
↳お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- ・税務申告等に関するご照会、ご相談
↳最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- ・その他一般的な事項に関するご照会
↳住友信託銀行 証券代行部
電話 0120-176-417（フリーダイヤル）
受付時間 平日 午前9時～午後5時

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条）

- 今回の配当金は、資本剰余金を原資としているため、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。
（「配当所得及びみなし配当」には該当しません。）
- 配当所得に該当する部分の金額がございませんので、所得税等の源泉徴収はございません。
また、確定申告における「配当控除」の対象とはなりません。
- 今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当いたしますが、右記(2)の計算式により、「みなし譲渡損益」が発生することになりますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- 税法の規定により、株主のみなさまには当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当します。（みなし配当額は「0円」、純資産減少割合は「0.013」となります。）

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額（「0円」）
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合（「0.013」）
みなし譲渡損益（①-②）	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

〔例〕当社株式を1株当たり170円で1,000株購入していた場合

- ①収入金額とみなされる金額
= 1株当たり配当金（5円）×1,000株 - 1,000株 × 0円 = 5,000円（円未満切捨て）
- ②取得価額
= 170,000円（170円 × 1,000株） × 0.013 = 2,210円（円未満切上げ）
- ③みなし譲渡損益（①-②）
= 5,000円 - 2,210円 = 2,790円（この場合はみなし譲渡益）

※具体的な税務上のお取り扱い等は、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取り扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- 税法の規定により、株主のみなさまの当社株式の取得価額が調整されます。
- 調整額は以下の通りとなります。（純資産減少割合は「0.013」となります。）

1株当たりの 新しい取得価額	=	1株当たりの 従前の取得価額	-	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1株当たりの 従前の取得価額</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">純資産減少割合</td> </tr> </table>	1株当たりの 従前の取得価額	×	純資産減少割合
1株当たりの 従前の取得価額	×	純資産減少割合					

〔例〕当社株式を1株当たり170円で1,000株購入していた場合
新しい取得価額

- = 170円 × 1,000株 - (170円 × 1,000株 × 0.013) = 167,790円（円未満切上げ）
- 証券会社で「特別口座」をご利用の株主のみなさまの調整方法等につきましては、処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。
- 「特別口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主のみなさまへのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)	0.013 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5) 法人株主のみなさまへのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日(相当の効力発生日)	平成23年12月9日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合)	0.013 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	173,985,305円

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主のみなさまにご通知すべき事項をご説明するものであり、株主のみなさまの個々のご事情によって異なりますことから全てを網羅するわけではございません。また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので保管くださるようお願いいたします。